

山口県央部 1 市 4 町合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、山口県央部 1 市 4 町合併協議会規約第 1 2 条第 3 項の規定に基づき、山口県央部 1 市 4 町合併協議会専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 専門部会は、山口県央部 1 市 4 町合併協議会幹事会の幹事長（以下「幹事長」という。）の指示を受け、規約第 3 条各号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

(組織)

第 3 条 専門部会は、総務部会、企画部会、財務部会、住民部会、環境部会、福祉部会、経済部会、建設部会、議会部会、教育部会及び水道部会の 1 1 部会とし、別表に掲げる山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町及び徳地町等の担当部課長等の職員（以下「部会員」という。）をもって組織する。

(役員)

第 4 条 各専門部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。

(役員職務)

第 5 条 部会長は、専門部会を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、必要に応じて部会長が招集する。

2 部会長は、部会の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができる。

(分科会)

第 7 条 専門部会の下に必要なに応じて分科会を設置することができる。

2 分科会は、その所掌事務について、調査研究するものとする。

(報告)

第 8 条 部会長は、会議における審議の経過及び結果について、幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、部会長の属する市町担当部課等において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年8月23日から施行する。